

白馬村来訪者調査（2017-2018）に合わせ、白馬村の宿泊客を対象として、観光振興のために観光客から金銭的負担をお願いすることについての意識調査を実施した。

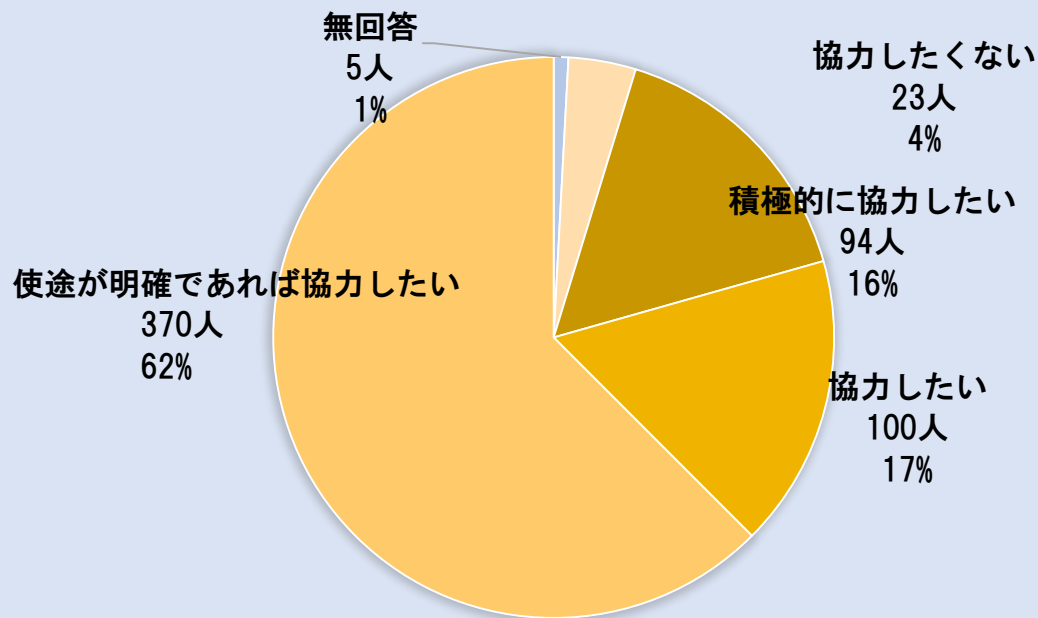
- 調査時期 平成30年2月～10月
- 調査方法 インターネット調査
- 調査対象 宿泊客（回答数592名（日本語調査556名、英語調査36名））

白馬村は北アルプスの自然に恵まれ、毎年多くのお客様にお越し頂いています。昨今では海外からのお客様も多くお迎えするなど、白馬村をとりまく環境が著しく変化する中で、今後も観光地の魅力を維持・向上させるための取り組みが求められています。

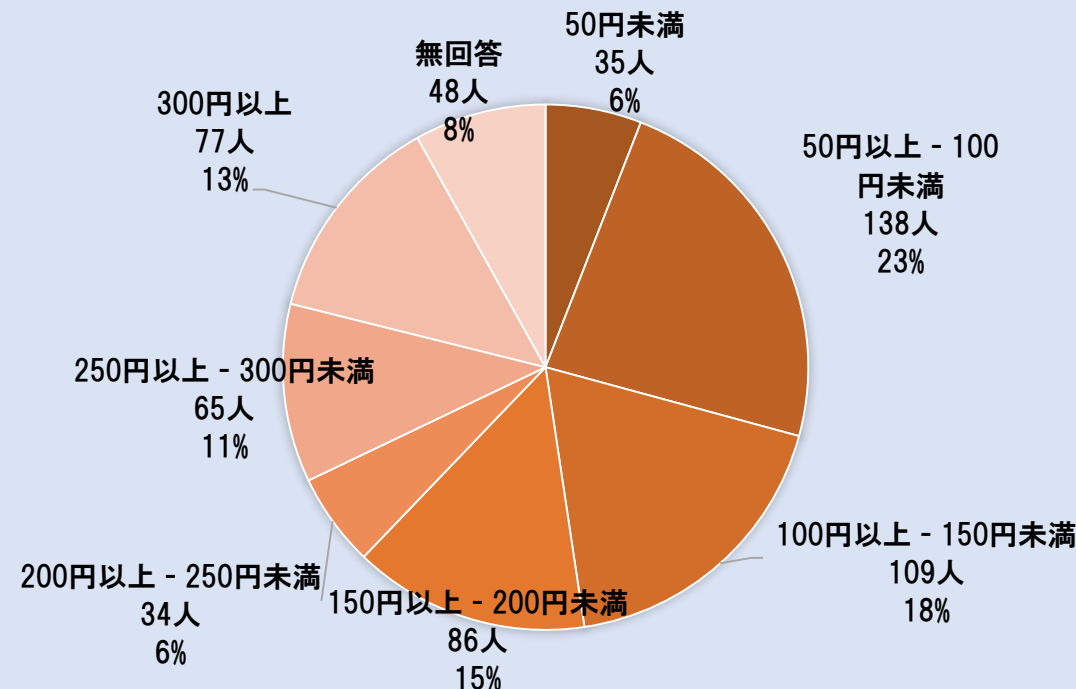
近年、国内では観光地の魅力を維持・向上させるために、観光客の皆様にご協力をいただく事例が増えています。また北米やヨーロッパ、オーストラリアなど海外のリゾート地においても、同様の取り組みがなされています。

白馬村でも今後、他の自治体のように、観光客の皆様にご協力ををお願いすることを検討しています。頂いた財源をもとに、景観の魅力向上、自然環境保全、地場産品活用、観光情報の発信等に取り組み、さらに多くのお客様に楽しんで頂ける白馬村を目指していきたいと考えています。

（問1）白馬村において、他の自治体のようにお客様にご協力をお願いし、景観の魅力向上、自然環境保全、地場産品活用、観光情報の発信等に取り組むことについて、あなたのお考えに最も近いものをお選びください。



（問2）（問1で「協力したくない」と回答した方以外）白馬村でのご旅行で、1人1日につきいくらかまでなら金銭的な協力をしてもよいと感じますか？



新たな観光財源導入にあたっての懸念事項 観光客減少への懸念②

- 阿寒湖温泉地域（北海道釧路市）では、2015年4月に入湯税引き上げ（150円→250円）を実施した。
- 入湯税引き上げ後の3年間（2015～2017年度）において宿泊者数は微増しており、入湯税引き上げによるマイナスの影響は見られない。

阿寒湖温泉における入湯税引き上げ

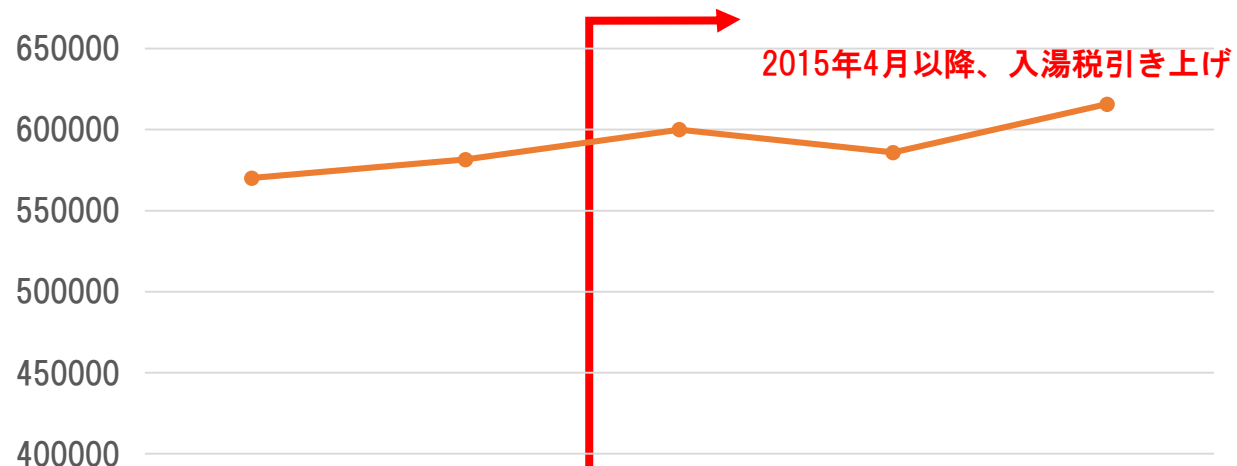
阿寒湖温泉



入湯税	改正前	改正後 (H26.4～)
宿泊客	150円	250円※
日帰り		90円
修学旅行(宿泊)		70円
修学旅行(日帰り)		40円

※国際観光ホテル整備法の登録ホテルのみ

宿泊者数の推移



	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
宿泊者数(人)	570,080	581,598	600,027	585,927	615,752
対前年比	100.1%	102.0%	105.3%	97.7%	105.1%

入湯税引き上げに伴う宿泊客の減少は確認できない

出典：釧路市「釧路市観光入込客数 調査結果」（平成25～29年度）より作成

		阿寒湖温泉	(参考)白馬村
観光客数 (H29年度)		1,634,738人	2,182,000人
観光客消費単価	宿泊客	36,374円	38,993円
	日帰り客	10,532円	8,732円

出典：白馬村「目的別観光客数推計」「市場・観光客に関する調査」、釧路市「釧路市観光入込客数 調査結果（平成29年度）」「平成29年度 釧路市経済波及効果調査報告書」より作成

新たな観光財源導入にあたっての懸念事項 零細宿泊施設等への影響

- 新たな観光財源導入にあたっては、零細宿泊施設の負担増加や単価の低い観光客減少の懸念がある。
- 国内における観光財源導入事例においては、以下のような配慮策が講じられている。

宿泊施設に応じた税率設定

地域	税目	対象	税額
釧路市	入湯税	宿泊客 (国際観光ホテル整備法の登録ホテル)	250円
		宿泊客 (その他の宿泊施設)	150円
		修学旅行(宿泊)	70円
東京都	宿泊税	ホテル、旅館	宿泊単価に応じて 非課税～200円
		簡易宿所、民泊	非課税
全国	消費税	売上1,000万円以上の事業所	8%
		売上1,000万円未満の事業所	非課税

報奨金制度

- 東京都、大阪府等においては、宿泊税徴収に伴う宿泊施設への事務負担に対応するものとして、宿泊税納付額の3%相当額を宿泊施設に報奨金として還元している。

宿泊料金に応じた税率設定

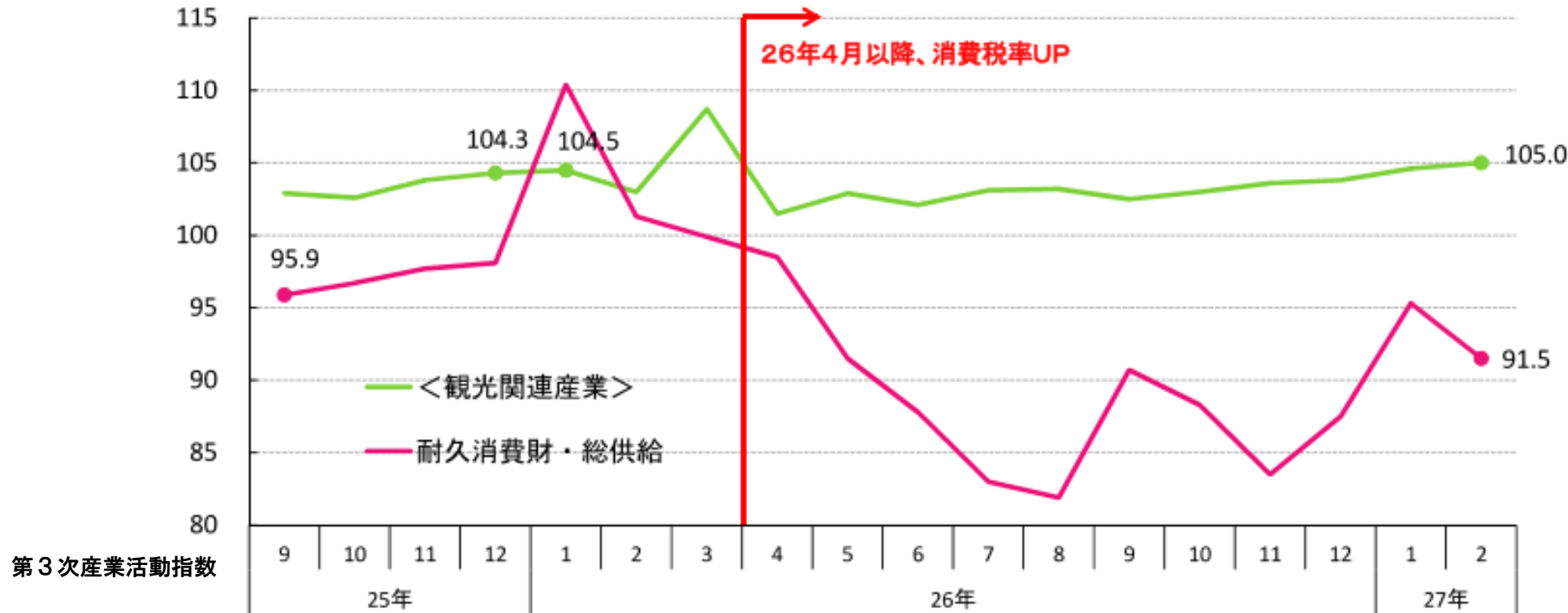
地域	税目	対象	税額
東京都	宿泊税	宿泊単価10,000円未満	非課税
		宿泊単価10,000円以上～15,000円未満	100円
		宿泊単価15,000円以上	200円
京都市	宿泊税	宿泊単価20,000円未満	200円
		宿泊単価20,000円以上～50,000円未満	500円
		宿泊単価50,000円以上	1,000円
倶知安町	宿泊税	全ての宿泊	2%
別府市	入湯税	宿泊単価1,500円以上～2,000円以下	50円
		宿泊単価2,001円以上～4,500円以下	100円
		宿泊単価4,501円以上～6,000円以下	150円
		宿泊単価6,001円以上～50,000円以下	250円
		宿泊単価50,001円以上	500円

新たな観光財源導入にあたっての懸念事項 消費税増税に伴う観光業への影響

- 2014年4月に行われた消費税増税（5%→8%）において、観光関連産業（宿泊業含む）の生産活動指数は、増税前の上昇・増税後の低下を経て、その後緩やかに改善した。増税から10カ月後の平成27年2月には増税前の水準を超え、上方トレンドに推移している。
- 観光関連産業は、耐久消費材に比べると消費税増税による影響が少なく、生産活動の回復も速かったと考えられる。

（観光関連産業：17年=100
耐久消費財：22年=100）

「観光関連産業」と「耐久消費財」の指数推移（季節調整済）



第3次産業活動指数：
第3次産業に属する業種の生産活動を総合的に捉えることを目的とした指数で、第3次産業の各活動を統一的尺度でみる事ができるもの。

出典：経済産業省「消費増税による産業活動への影響 ～平成26年4月前後をあらためて振り返る～」

- 「支払い意思額調査」の結果や、阿寒湖温泉における入湯税引き上げから考えると、一般的な宿泊施設において100円～150円程度であれば宿泊業へのマイナス影響はないのではないか。
- 2019年10月に消費税増税（8%→10%）が予定されており、宿泊税を導入する場合は、消費税増税から1年後程度を目途に行うべきではないか。

これまでの議論を踏まえた懸念事項

●財源確保ありきではなく、白馬村が目指す観光立村像、財源の使途・スケジュールを明確にする必要がある。

→財源の検討の前に使途やスケジュールをしっかりと定めることが先決であるとする意見があった一方、新たな観光財源と使途は表裏一体の関係にあり、財源の裏付けがないまま使途を検討しても意味がなく、両輪で進めていく必要があるという意見があった。

→今後の白馬村が採るべき施策・事業・スケジュール等は「観光地経営計画」において定められており（資料4参照）、その財源確保の在り方を検討するのが本委員会の役割であるが、観光客・住民理解を深める観点から、具体的な財源を導入する際には、改めて使途を提示するほか、使途決定組織を立ち上げ、各年毎の使途を具体的に決定していくが求められる。

●入湯税、消費税引き上げといった宿泊客の負担を踏まえた検討が必要である。

→単価が比較的低いとみられる小規模民宿・ペンション等の宿泊客に対する配慮が必要である。また、宿泊税の導入にあたっては、入湯税の廃止・引き下げを求める意見もあり、温泉利用客に対しては、入湯税の負担も考慮する必要がある。入湯税は、観光振興のみならず、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設や消防施設整備に充てることも目的とした税であり、観光振興のための財源とは役割分担の整理が必要であるが、入湯税との関係で負担が重くなりすぎないような制度設計が必要である。

●観光協会や観光局の会費といった宿泊施設の負担を踏まえた検討が必要である。

→観光事業者の負担に関連して、宿泊税を導入する場合は、観光協会や観光局の会費を引き下げ・廃止し、宿泊税に一本化することで、事業者間の公平性を確保するとともに、事業者の負担を軽減するべきとの意見があった。これについては、各組織の役割分担を明確化した上で、事業者負担の在り方について具体的な制度設計を今後検討すべきである。

●日帰りや村外宿泊者等も含めて公平な負担ができるかを検討する必要がある。

→公平な負担の観点から、宿泊、飲食、交通、スキー場等の観光関連産業も含めて、広く負担を分担するべきではないかという議論があったが、観光客から見れば、（スキー場、宿泊施設、飲食店等）何か所もの場所で税や協力金を徴収されるのは負担が大きいと思われる。また、日帰りの観光客については、例えば駐車場等で駐車料金に上乘せした形での徴収が理論的に考えられるが、現在は白馬村内の駐車場で有料としている事例が数少ないことや、観光客から金銭的負担を頂く箇所はできるだけ集約することが望ましいところ、仮に宿泊税を導入する場合には、宿泊客にとっては負担が重複するといった懸念がある。このため、現在の白馬村の状況を考えると、直ちに制度化することは困難である。

●税の説明、徴収、申告、納付にあたる労働力不足の問題と実際納税者から徴収できずに宿の持ち出しが生じる問題があること。

→委員会における検討では、具体的な制度設計までは踏み込まないが、どのような財源を導入するにせよ、導入にあたっては行政において、事業者の事業実態も踏まえた研究が必要である。